令和３年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について
～新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象となります～

私立高等学校に在籍する生徒の学資負担者（※）が、勤務先の経営状況の悪化や傷病に伴う家計急変（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

※生徒を扶養親族としている者です。大阪府内に在住する方に限ります。

失職

令和３年１月以降（令和３年度入学生で、令和２年度に私立中学校・中等教育学校・高等学校に在籍していなかった場合は令和２年４月以降）に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により学資負担者が失職し、令和３年４月以降も引き続き失職している場合

➡ **失職している期間（令和３年度内）の授業料の全額が減免されます。**

＜必要な提出書類＞

◆授業料減免申請書

◆倒産・解雇、自営業の廃止による失職を証明する書類

・雇用保険受給資格者証の全ページの写し（離職理由コードが「11（解雇）」であること）

・破産手続開始等の通知書の写し等

◆扶養の状況が確認できる書類

・令和３年度市（町村）民税・府民税課税証明書等

失職に係る申請提出期限：令和３年１２月２４日（金）

著しい収入減

下記２点をいずれも満たす場合　➡ **令和３年度の授業料の２分の１が減免されます。**

① 学資負担者の勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む）に伴い、令和３年の総所得金額（見込）が令和２年の総所得金額の２分の１以下に減少していること

② 令和２年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額（※）を超えている場合であり、かつ令和３年の課税総所得金額（見込）が98万円に次の金額を加えた額（※）以下となっていること

- 0歳以上16歳未満の扶養親族１人あたり　33万円
- 16歳以上19歳未満の扶養親族１人あたり　12万円

※４人世帯（夫婦の一方が働き、高校生１人、中学生１人の世帯）の場合、年収めやすは450万円です。

＜必要な提出書類＞

◆授業料減免申請書

◆令和２年の所得を証明する書類及び扶養の状況が確認できる書類

・令和３年度市（町村）民税・府民税課税証明書　等

◆令和３年の所得（見込み）を証明する書類

・令和３年分源泉徴収票

・給与支給者又は税理士等の第三者による所得（見込）証明書　等

◆病気、怪我の事実を証明する書類　（学資負担者に病気、怪我があった場合のみ）

・診断書

収入減に係る申請提出期限：令和３年１２月２４日（金）

注意

- **大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。補助金額のいずれか高い方へ申請してください。**
- 制度の詳細や必要な提出書類については、上宮太子高等学校　事務室へお問い合わせください。（0721-98-3611）
- 過去にこの制度を利用した事があるご家庭は対象外となります。

申請書類は上宮太子高等学校 事務室で配布しております。